平成２４年（フ）第２２７号
長野市川合新田108番地
債務者　有限会社三栄設備工業所
代表者代表取締役　飯塚　善久
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　優太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月28日午前10時
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９８号
長野県諏訪郡下諏訪町3913番地２
債務者　有限会社ナラ・ドリーム
代表者取締役　山田　昌宏
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五味　弘行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午前10時
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１９６号
山形市五十鈴２丁目11番62号
債務者　株式会社山形デザインエージェンシー
代表者代表取締役　黒田　敏雄
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　涼一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午後１時30分
山形地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２００号
滋賀県東近江市蛇溝町1604番地２
債務者　瀧上　秀明
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野心太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年１月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第６０９１号
大阪府東大阪市友井２丁目31番27号
債務者　澤﨑　喜宣
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　亜子
4　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０３号
茨城県かすみがうら市上土田391番地
債務者　鈴木　敬子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二井矢旬子
4　破産債権の届出期間　平成24年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２６３号
茨城県土浦市右籾１番地25
債務者　小澤　倫孝
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　祐川　直己
4　破産債権の届出期間　平成24年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３６５号
愛媛県東温市田窪1066番地１
債務者　横山　太一
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
4　破産債権の届出期間　平成25年１月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６０２３号
大阪市住之江区南港中４丁目２番16―308号
債務者　畑尾　大海
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白木　智巳
4　破産債権の届出期間　平成25年１月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４００号
京都市伏見区桃山町大島38番地の２　桃山南団地２棟201号
債務者　今井　啓陽
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米澤　一喜
4　破産債権の届出期間　平成25年１月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０４号
大阪府高石市東羽衣２丁目８番14号、前住所堺市南区原山台５丁10番１―810号
債務者　岡本　弘道
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　俊順
4　破産債権の届出期間　平成25年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
北海道小樽市桜４丁目５番26号、前住所北海道小樽市新光５丁目４番19号
債務者　丸野　　明
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綱森　史泰
4　破産債権の届出期間　平成25年１月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第４５８号
愛知県額田郡幸田町大字芦谷字畔杭瀬20番地１　Ｃ―１
債務者　白坂美保子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　浩司
4　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
鹿児島県曽於市末吉町南之郷1664番地イ号
債務者　岸田　眞二
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　選子
4　破産債権の届出期間　平成25年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
鹿児島県曽於市末吉町南之郷1664番地イ号
債務者　岸田　育子（旧姓清田）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　選子
4　破産債権の届出期間　平成25年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係